

国空航第 780 号  
平成27年 1月19日

公益社団法人 日本航空機操縦士協会会長 殿

航空局安全部運航安全課長



「国際民間航空条約の締結国たる外国の政府が授与した航空業務の技能に係る資格  
証書（航空英語能力証明に係るものに限る）を有する者に対する取り扱い」につ  
いて

標記について、別添のとおり制定しましたので通知します。

航空局安全部運航安全課長

国際民間航空条約の締結国たる外国の政府が授与した航空業務の技能に係る  
資格証書（航空英語能力証明に係るものに限る）を有する者に対する取り扱い

1. 目的

本通達は、航空法（昭和27年7月15日法律第231号。以下「法」という。）第33条第3項において準用する法第29条第4項及び航空法施行規則（昭和27年7月31日運輸省令第56号。以下「規則」という。）第50条により、国際民間航空条約（以下「条約」という。）の締結国たる外国の政府が授与した航空業務の技能に係る資格証書（航空英語能力証明に係るものに限る。以下「外国の航空英語能力証明」という。）を有する者に対し、申請により、試験の全部を行わないで我が国の航空英語能力証明を行う（以下「切替」という。）ための要件を定めるとともに、規則第63条の5第3項に定める切替に係る航空英語能力証明の有効期間について定めることを目的とする。

2. 外国の航空英語能力証明から切替を行うための要件

規則第50条に基づき、切替により我が国の航空英語能力証明を行うためには、切替を行うおうとする外国の航空英語能力証明を発行した条約の締結国（以下「切替元国」という。）における当該証明に関する基準及び当該基準の運用実態が、下記（1）から（3）の要件を全て満たさなければならないものとする。なお、別途、国土交通省ホームページにおいても切替対象としている国等を公表するものとする。

- （1）切替元国における航空英語能力証明に関する基準が、条約附属書第1に準拠しており、我が国における航空英語能力証明に関する基準（航空英語能力レベル評価、航空英語能力レベル区分、有効期間をいう。）と同等又はそれ以上であること。なお、切替元国における航空英語能力証明に関する基準が条約附属書第1に完全には準拠していない場合にあっても、我が国における航空英語能力証明に関する基準における航空英語能力レベルの対応関係が確認できる場合には、本要件を満たすものとする。
- （2）インタビュー等により英語を話し理解する能力を評価するための試験が行われていること。ただし、試験の具体的な実施方法については問わないものとする。
- （3）切替元国が発行する文書等により、外国の航空英語能力証明に係る有効性及び評価日（評価日の記載がない場合においては発行日）が確認できるようになっていること。  
なお、各国の航空英語能力証明に関する基準の運用実態により、当該文書等において同証明の有効性及び評価日（評価日の記載がない場合においては発行日）が確認できない場合にあっても、権限ある機関が発行した文書等によりこれらの情報が確認できる場合

には、本要件を満たすものとする。

3. 切替により我が国の航空英語能力証明を行った場合の航空英語能力レベル及び有効期間  
規則第50条に基づき、切替により我が国の航空英語能力証明を行った場合の航空英語  
能力レベル及び規則第63条の5第3項の規定による国土交通大臣が定める有効期間に  
ついては、別表のとおりとする。

#### 4. 切替の停止等

本通達に基づいて切替対象となった国又は地域において、その後、それらの切替元国にお  
ける航空英語能力証明に関する基準又は運用実態の変化等により、上記2.に掲げる要件  
を満たさないことが確認された場合又は当該要件に係る疑義が生じた場合については、そ  
の旨を国土交通省ホームページに掲載したうえで、当該要件を満たすことが確認できるま  
での間、当該国が発行した外国の航空英語能力証明からの切替を一時的に停止することが  
できるものとする。

#### 5. 切替の手続き

本通達に基づく切替の手続きについては、以下に掲げる書類等を提出することとする。

- (1) 航空英語能力証明申請書（第19号の2様式）
- (2) 外国の航空英語能力証明の原本及びその写し
- (3) 我が国の技能証明書の写し
- (4) 納付書（手数料相当の収入印紙を貼付）
- (5) 返信用封筒（書留分の切手を貼付）
- (6) 切替元国の事情に応じて提出を求める書類（詳細は国土交通省ホームページに掲載）

#### 6. 雑則

本通達の適用にあたり、一部についてこれを適用することが適当でない場合には、航空局  
安全部運航安全課長の承認を受けたうえで、他の方法によることができる。

#### 附則

- 1 この通達は平成27年1月19日から施行する。

規則第50条に基づき、外国の航空英語能力証明から切替を行った場合における航空英語能力レベル(以下「レベル」という。)及び規則第63条の5第3項に定める有効期間

国空航第 780 号

別 表

切替元国における航空英語能力証明に関する基準							
区分 1			区分 2		区分 3		
レベル評価基準、レベル区分及び有効期間が国際民間航空条約附属書第1に準拠している国 【該当国及び地域】 オーストラリア、ニュージーランド、香港、シンガポール			レベル評価基準は国際民間航空条約附属書第1に準拠しているが、レベル区分又は有効期間が我が国と異なる国 【該当国及び地域】 イギリス		レベル評価基準が国際民間航空条約附属書第1に完全には準拠しておらず、かつ、レベル区分が異なる又はレベル判定を行わない等によりレベルの対応関係も不明であるが、レベル4についての評価基準は我が国と同等であることが確認できる国 【該当国及び地域】 アメリカ、カナダ		レベル4の判定基準、レベル区分及び有効期間が我が国と同等であることが確認できない又は不明な国
レベル 6	レベル 5	レベル 4	切替元国におけるレベル				
我が国 の航空 英語 能力 証明 に切替 を 行 っ た 際 の レ ベ ル 及 び 有 効 期 間	レベル	レベル 6	レベル 5	レベル 4	切替元国におけるレベルに相当する我が国のレベル	レベル 4	切替対象外
	有効期間	無期限	切替元国における航空英語能力証明の評価日(評価日の記載がない場合においては発行日)から起算して 6年	切替元国における航空英語能力証明の評価日(評価日の記載がない場合においては発行日)から起算して 3年	①又は②のうちいずれか短い期間 ①切替元国における航空英語能力証明の評価日(評価日の記載がない場合においては発行日)から起算した我が国における航空英語能力証明の有効期間 ②切替元国における航空英語能力証明の有効期間	①又は②のうちいずれか短い期間 ①切替元国における航空英語能力証明の評価日(評価日の記載がない場合においては発行日)から起算して3年 ②切替元国における航空英語能力証明の有効期間	切替対象外

備考:上記表に該当しない国、又は切替元国において航空英語能力証明に関する基準又は運用実態の変化等により、改めて基準の確認が必要となった国については個別に検討する。